

第10章 水防警報

第1節 国土交通大臣が行う水防警報（法第16条）

1 水防警報区及び発表者

水系	河川名	水防警報区		発表者
		左岸	右岸	
利根川	利根川	自 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先 至 茨城県取手市新町一丁目乙 1538 番 2 地先	自 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先 至 千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先	利根川上流 河川事務所長
	利根川	自 茨城県取手市新町 1 丁目乙 1538 番 2 地先 至 海（常陸川水閘門下流部含む）	自 千葉県我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先 至 海（常陸川水閘門下流部含む）	利根川下流 河川事務所長
	渡良瀬川	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先東武鉄道橋上流端 至 幹川合流点	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷺原 5721 番 11 地先東武鉄道橋上流端 至 幹川合流点	利根川上流 河川事務所長
	鬼怒川	自 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地先 至 幹川合流点	自 栃木県宇都宮市大字宮山田町 字カハタニ 1302 番地先 至 幹川合流点	下館河川 事務所長
	小貝川	自 栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田 2435 番地先 至 茨城県龍ヶ崎市大字河原代町 88 番 3 地先	自 栃木県真岡市根本 2169 番地先 至 取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先	〃
	大谷川	自 茨城県筑西市大字野殿字大道下 361 番 2 地先(野殿橋上流端) 至 小貝川合流点	自 茨城県筑西市大字野殿字根田 1577 番 3 地先(野殿橋上流端) 至 小貝川合流点	〃
	小貝川	自 茨城県龍ヶ崎市大字河原代町 88 番 3 地先 至 幹川合流点	自 取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先 至 幹川合流点	利根川下流 河川事務所長
	江戸川	自 幹川からの分派点 至 千葉県野田市岡田 1084 番地先	自 幹川からの分派点 至 埼玉県春日部市新宿新田 100 番 1 地先	江戸川河川 事務所長
	常陸利根川	自 茨城県潮来市永山字葭場 170 番 1 地先 至 常陸川水門	自 茨城県潮来市永山字向津 65 番 3 地先 至 常陸川水門	霞ヶ浦河川 事務所長
	常陸利根川	自 常陸川水門 至 利根川合流点	自 常陸川水門 至 利根川合流点	利根川下流 河川事務所長
	霞ヶ浦 (西浦)	霞ヶ浦（西浦）	霞ヶ浦（西浦）	霞ヶ浦河川 事務所長
北浦 (鱒川含)	北浦	北浦	〃	
那珂川	那珂川	自 栃木県大田原市亀久字大平 419 番地 4 地先 至 海	自 栃木県大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先 至 海	常陸河川国道 事務所長
	桜川	自 茨城県水戸市千波町字千波山 2486 番 2 地先(千波大橋) 至 幹川合流点	自 茨城県水戸市中央二丁目 3020 番 2 地先(千波大橋) 至 幹川合流点	〃
	藤井川	自 茨城県水戸市藤井町字下高畑 92 番 4 地先(藤井新橋) 至 幹川合流点	自 茨城県水戸市飯富町字塙下 54 番 1 地先 (藤井新橋) 至 幹川合流点	〃
	澗沼川	自 茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎字海東 2995 番 2 地先 至 幹川合流点	自 茨城県東茨城郡大洗町神山町字神山 5233 番地先 至 幹川合流点	〃
久慈川	久慈川	自 常陸大宮市辰ノ口字水門 2079 番 1 地先の 辰ノ口堰 至 海	自 常陸大宮市大字岩崎字岩花下 1,111 番 1 地先の辰ノ口堰 至 海	〃
	山田川	自 常陸太田市和田町字下川原 1562 番地先の 芦間堰 至 幹川合流点	自 常陸太田市東連地町字道下 2,109 番 1 地先の芦間堰 至 幹川合流点	〃
	里川	自 茨城県常陸太田市茅根町字川原 240 番地先 至 幹川合流点	自 茨城県常陸太田市瑞龍町字大平 2959 番 1 地先 至 幹川合流点	〃

2 水防警報の基準水位観測所の所在地及び氾濫注意水位(警戒水位), 氾濫危険水位等

水系	河川名	基準水位観測所名	所在地	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画 高水位
利根川	利根川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	右岸河口から 130.5km 下 100m	5.00	8.10	8.90	9.90
		芽吹橋	千葉県野田市目吹	右岸河口から 104.0km 上 116.3m	5.00	7.10	7.70	7.94
		取手	茨城県取手市新町	左岸河口から 85.0km 上 300m	5.40	7.20	7.50	7.93
		押付	北相馬郡利根町押付新田	左岸河口から 78.5km	5.75	7.70	7.90	8.03
		須賀	千葉県印旛郡栄町和田	右岸河口から 66.5km 下 140m	4.95	—	—	7.40
		横利根	茨城県稲敷市西代	左岸河口から 40.0km 上 80m	2.85	4.30	4.40	5.02
	渡良瀬川	古河	古河市桜町	左岸幹川合流点から 3.5km 上 83m	4.70	8.90	9.70	9.72
	鬼怒川	川島	筑西市下川島	左岸合流点から 45.5km 上 145m	1.10	1.80	2.80	5.907
		鬼怒川 水海道	常総市水海道本町	左岸合流点から 10.5km 上 450m	3.50	4.80	5.50	7.332
	小貝川	三谷	栃木県真岡市高田	右岸 71.4km 下 50m	1.80	2.90	3.20	3.380
		黒子	筑西市西保末	右岸 53.4km 上 31m	3.80	5.10	5.80	6.082
		上郷	常総市本豊田	右岸 35.6km 上 115m	3.60	4.80	5.20	5.542
		小貝川 水海道	常総市水海道淵頭町	右岸 22.6km 下 39m	4.60	6.10	6.50	6.596
	江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	右岸河口から 58.0km 上 410m	6.10	8.10	8.40	9.121
	常陸利根川 (北利根川)	出島	かすみがうら市坂	霞ヶ浦中岸 20.4km 下 100m	2.10	2.50	2.60	2.85
	霞ヶ浦 (西浦)							
	横利根川	新横利根	茨城県稲敷市八筋川	横利根川 右岸 3.2km 上 150m	1.40	—	1.50	1.50
	常陸利根川 (常陸川・外浪瀬浦合)	白浜	行方市白浜	北浦右岸 14.5km 上 200m	2.10	2.50	2.60	2.85
	鱈川							
	北浦							
那珂川	那珂川	小口	栃木県那須郡那珂川町小口	左岸河川から 82.0km	5.00	5.00	5.50	9.67
	藤井川	野口	常陸大宮市野口	左岸河口から 38.0km 上 275m	3.50	4.10	4.50	7.56
	那珂川	水府橋	水戸市根本	右岸河口から 12.0km 上 387m	4.00	6.40	6.80	
	桜川					8.00	8.30	8.36
	澗沼川					6.60	6.90	8.36
久慈川	久慈川	富岡	常陸大宮市富岡	左岸河口から 25.5m 上 120m	2.50	2.90	3.50	6.09
		榊橋	日立市下土木内町	” 6.0km 上 200m	3.70	6.30	6.70	7.54
	山田川	常井橋	常陸太田市大方町	右岸幹川合流点から 7.0km 上 82m	3.00	3.50	3.80	4.45
	里川	機初	常陸太田市幡町	左岸幹川合流点から 4.5km 上 50m	3.00	3.00	3.10	4.60

(注) 大子工務所長は久慈川, 大子水位標の水位について第9章第2節により国土交通省常陸河川国道事務所長に報告すること。

第2節 茨城県知事が行う水防警報（法第16条）

1 水防警報区及び発表者

水系	河川名	水防警報区		発表者
		左 岸	右 岸	
利根川	桜川	自 土浦市田土部 629 番 1 至 霞ヶ浦流入点まで	自 つくば市栗原 325 番 5 至 霞ヶ浦流入点まで	土浦土木事務所長
	五行川	自 筑西市落合字穴川 1288 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市蕨字蕨 557 番 1 地先 (小貝川合流点)	自 筑西市樋口字粗哉田 130 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市東榎生字東榎生 1194 番 2 地先 (小貝川合流点)	筑西土木事務所長
	八間堀川	自 常総市館方字 948 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町字新堀南 3177 番の 1 地先まで (鬼怒川合流点)	自 常総市若宮戸字 2258 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町新堀北 3704 番 1 地先まで (鬼怒川合流点)	常総工事事務所長
二級	花園川	自 北茨城市華川町小豆畑(塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)まで	自 北茨城市華川町小豆畑(塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)まで	高萩工事事務所長
	大北川	自 北茨城市中郷町石岡(孝行橋) 至 河口まで	自 北茨城市中郷町松井(孝行橋) 至 河口まで	〃
	花貫川	自 ダムサイト 至 河口まで	自 ダムサイト 至 河口まで	〃

2 水防警報の基準水位観測所の所在地及び氾濫注意水位(警戒水位)、氾濫危険水位等

水系	河川名	基準水位観測所名	所在地	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位
利根川	桜川	桜橋	土浦市田戸部	右岸河口から 11.5 km	4.50	5.20	6.66
		匂橋	土浦市桜町	右岸河口から 1.8 km	2.91	—	3.94
	五行川	桂橋	筑西市樋口	右岸河口から 10.09 km	1.69	2.75	3.50
		仙在	筑西市稲野辺	左岸河口から 4.01 km	2.38	3.63	4.51
	八間堀川	三坂新田	常総市三坂新田町	鬼怒川合流点から 6.80 km	3.64	4.25	5.14
二級	花園川	上小津田	北茨城市華川町上小津田	大北川合流点より 上流 6.0 km	2.60	3.20	5.34
		豊田	北茨城市華川町白場	大北川合流点より 上流 0.7 km	3.70	4.60	5.10
	大北川	石岡	北茨城市中郷町石岡	河口より 上流 5.2 km	2.40	3.30	4.11
		磯原	北茨城市中郷町上桜井	河口より 上流 1.9 km	2.70	3.60	4.06
	花貫川	島名	高萩市島名	河口より 上流 3.6 km	2.60	3.37	3.48

3 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準	受 報 様 式
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報及び河川状況により必要と認めるとき	(362 ページ)
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき	(362 ページ)
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき	(362 ページ)
指 示 及 び 情 報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき	(362 ページ)
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	(362 ページ)

ただし、特に水防警報を発表しない場合の処置としては発表しない理由を付して関係都県に通知するものとする。

水防警報の範囲及び発表基準については上記のとおりであるが待機については次のような時期に行う。

3-1 待機の時期

状 況	当 該 区 域
地域的集中豪雨があったとき	上 流 部
出水初期において出水現象が休日或いは夜間に急激に起ることが予想されたとき、当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上 流 部、中 流 部
当該水系脳部において非常に大きな出水となったとき	中 流 部、下 流 部
滞水時間が長く続いているような場合水防活動を止めることは出来ないが、出勤人員を減らしても差支えないと認められたとき	下 流 部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるときに、当該基準観測所の水位が氾濫注意水位程度であって下降しはじめたとき	上流、中流、下流部
その他の事由により必要と認められたとき	上流、中流、下流部

4 指示の時期

指示についてはその基準となるものは定め難いが次表を考慮し指示区域内の危険度並びに現地状況等を勘案して行う。

指示内容	状 況	水 防 工 法
越 水	洪水警報によって予想された水位,あるいは上流部の水位より推定して越水のおそれが予想される時	「積土のう 蛇籠積」等
欠 壊	洪水時に既に発表された予報や警報,あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の欠壊が想定される時	「木流し及び竹流し,表むしろ張」 水衝部には「川倉,聖牛」
漏 水	洪水の大きさ及び滞水時間等を,洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれが予想される時	「月の輪,釜段工」「表むしろ張」等
亀 裂	築堤施工直後の新堤或いは基礎地盤の不良な堤防,又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがある時	「折返」「控取」「つなぎ縫」 「五徳縫」等
法 崩 れ	洪水規模が大きく,かつ滞水時間が長時間にわたるとき,あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報,警報又は河川状況により推定される時	「杭打積土のう」「土のう羽口」 「五徳縫」等
そ の 他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻,滞水時間等の実況を示す時	

5 水防警報の通報責任者,受報責任者

A 基本系

水系名	河 川 名	基準水位観測所名	通 報 責 任 者	受 報 責 任 者
利根川	利 根 川	栗 橋	利根川上流河川事務所防災対策課長	茨城県河川課長
	”	芽 吹 橋	”	”
	”	取 手	利根川下流河川事務所防災対策課長	”
	利根川,小貝川	押 付	”	”
	利根川,長門川	須 賀	”	”
	利根川,常陸利根川	横 利 根	”	”
	渡 良 瀬 川	古 河	利根川上流河川事務所防災対策課長	”
	鬼 怒 川	川 島	下館河川事務所調査課長	”
	”	鬼怒川水海道	”	”
	小 貝 川	三 谷	”	”
	”	黒 子	”	”
	”	上 郷	”	”
	”	小貝川水海道	”	”
	大 谷 川	黒 子	”	”
	江 戸 川	西 関 宿	江戸川河川事務所防災対策課長	”
	常陸利根川(北利根川), 霞ヶ浦(西浦)	出 島	霞ヶ浦河川事務所調査課長	”
常陸利根川 (常陸川・外浪逆浦) 鱈川,北浦	白 浜	”	”	

	横 利 根 川	新 横 利 根	”	”
久慈川	久 慈 川	富 岡	常陸河川国道事務所調査第一課長	”
	”	榑 橋	”	”
	山 田 川	常 井 橋	”	”
	里 川	機 初	”	”
那珂川	那珂川，藤井川	野 口	”	”
	那珂川，桜川 沼 川	水 府 橋	”	”

B 協力系

水系名	河川名	基準水位観測所名	通報責任者	受報責任者
利根川	利根川	栗橋	利根川上流河川事務所古河出張所長	境工事事務所長
	〃	芽吹橋	〃 守谷出張所長	竜ヶ崎工事事務所長
	〃	〃	〃 目吹出張所長	常総工事事務所長
	〃	〃	〃 〃	境工事事務所長
	〃	取手	利根川下流河川事務所取手出張所長	竜ヶ崎工事事務所長
	利根川，小貝川	押付	〃 竜ヶ崎出張所長	〃
	利根川	須賀	〃 金江津出張所長	〃
	〃	横利根	〃 佐原出張所長	〃
	〃	〃	〃 小見川出張所長	潮来土木事務所長
	常陸利根川	横利根	〃 〃	〃
	渡良瀬川	古河	利根川上流河川事務所古河出張所長	境工事事務所長
	鬼怒川	川島	下館河川事務所調査課長	筑西土木事務所長
	〃	〃	〃	常総工事事務所長
	〃	鬼怒川水海道	〃	〃
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	〃	〃	竜ヶ崎工事事務所長
	小貝川	三谷	〃	筑西土木事務所長
	〃	黒子	〃	〃
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	〃	〃	常総工事事務所長
	〃	上郷	〃	〃
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	小貝川水海道	〃	〃
	〃	〃	〃	常総工事事務所長
	〃	〃	〃	竜ヶ崎工事事務所長
	大谷川	黒子	〃	筑西土木事務所長
	江戸川	西関宿	江戸川河川事務所江戸川上流出張所長	境工事事務所長
	常陸利根川（北利根川）， 霞ヶ浦（西浦）	出島	霞ヶ浦河川事務所調査課長	潮来土木事務所長
	〃	〃	〃	土浦土木事務所長
	〃	〃	〃	竜ヶ崎工事事務所長
〃	〃	〃	銚田工事事務所長	

水系名	河川名	基準水位観測所名	通 報 責 任 者	受 報 責 任 者
利 根 川	常陸利根川（北利根川）， 霞ヶ浦（西浦）	出 島	霞ヶ浦河川事務所調査課長	水戸土木事務所長
	常 陸 利 根 川 （常陸川・外浪逆浦） 鱒 川 ， 北 浦	白 浜	”	潮来土木事務所長
	”	”	”	銚田工事事務所長
	横 利 根 川	新 横 利 根	”	竜ヶ崎工事事務所長
久 慈 川	久 慈 川	富 岡	常陸河川国道事務所久慈川上流出張所長	常陸大宮土木事務所長
	”	”	”	常陸太田工事事務所長
	”	榊 橋	” 久慈川下流出張所長	常陸大宮土木事務所長
	”	”	”	常陸太田工事事務所長
	”	”	”	高萩工事事務所長
	山 田 川	常 井 橋	” 久慈川上流出張所長	常陸太田工事事務所長
	里 川	機 初	” 久慈川下流出張所長	”
那 珂 川	那 珂 川	野 口	” 水戸出張所長	水戸土木事務所長
	”	”	” 那珂出張所長	常陸大宮土木事務所長
	藤 井 川	野 口	”	水戸土木事務所長
	那 珂 川	水 府 橋	” 水戸出張所長	”
	桜川， 澗 沼 川	”	”	”

第 3 節 水位情報の周知

1 国土交通大臣が行う水位情報の周知（法第 13 条第 1 項）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは，88～93 ページに定める連絡系統に準じ水防管理者に通知するものとし，また一般にも周知するものとする。

水系	河川名	区 域		発 表 者
		左 岸	右 岸	
久 慈 川	山 田 川	自 常陸太田市和田町字下河原 1562 番地先の芦間堰 至 幹川合流点まで	自 常陸太田市東連地町字道下 2109 番 1 地先の芦間堰 至 幹川合流点まで	常陸河川国道 事 務 所 長
	里 川	自 常陸太田市茅根町字川原 240 番地先 至 幹川合流点まで	自 常陸太田市瑞龍町字大平 2959 番 1 地先 至 幹川合流点まで	”
那 珂 川	藤 井 川	自 水戸市藤井町字下高畑 92 番 4 地先の藤井新橋上流端 至 幹川合流点まで	自 水戸市飯富町字塙下 54 番 1 地先の 藤井新橋上流端 至 幹川合流点まで	”
	桜 川	自 水戸市千波町字千波山 2486 番 2 地先の千波大橋上流端 至 幹川合流点まで	自 水戸市中央二丁目 3020 番 2 地先の 千波大橋上流端 至 幹川合流点まで	”
	澗 沼 川	自 東茨城郡茨城町大字下石崎字 海東 2995 番 2 地先 至 幹川合流点まで	自 東茨城郡大洗町神山町字神山 5233 番地先 至 幹川合流点まで	”
利 根 川	横利根川	自 常陸利根川分派点 至 幹川合流点まで	自 常陸利根川分派点 至 幹川合流点まで	霞ヶ浦河川事 務所長

2 基準水位観測所の所在地及び氾濫注意水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等

水系	河川名	基準水位観測所名	所在地	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水位
久慈川	山田川	常井橋	常陸太田市大方町	右岸幹川合流点から 7.0km上82m	3.00	3.80	4.45
	里川	機初	常陸太田市幡町	左岸幹川合流点から 4.5km上50m	3.00	3.10	4.60
那珂川	藤井川	野口	常陸大宮市野口	那珂川左岸河口から 38.0km上275m	3.50	4.70	7.56
	桜川	水府橋	水戸市根本	那珂川左岸河口から 12.0km上387m	4.00	8.30	8.36
	澗沼川	水府橋	水戸市根本	那珂川左岸河口から 12.0km上387m	4.00	6.90	8.36
利根川	横利根川	新横利根	稲敷市八筋川	横利根川右岸 3.2km上150m	1.40	1.50	1.50

3 茨城県知事が行う水位情報の周知（法第13条第2項）

避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、93～95 ページに定める連絡系統に準じ水防管理者に通知するものとし、また一般にも周知するものとする。
 （避難判断水位での通知は水位基準見直しまでの暫定で行うものとする。）

	河川名	水位情報周知区		発表者
		左岸	右岸	
一級河川	久慈川 (太子町)	自 太子町大字川山字滝下 1122番1地先(福島県境) 至 太子町大字頃藤字川下 709番地先	自 太子町大字川山字見落 1047番11地先(福島県境) 至 太子町大字頃藤字館 6939番1地先	太子工務所長
	久慈川 (常陸大宮市)	自 常陸大宮市大字盛金字東道沢口 1324番1地先 至 常陸大宮市大字辰の口字堰場 2078番地先(辰の口堰上流端)	自 常陸大宮市大字盛金字森金 1745番地先 至 常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下 1199番1地先(辰の口堰上流端)	常陸大宮土木事務所長
	押川	自 太子町大字上岡字日渡746-5 至 太子町大字太子字横谷河原777 (久慈川合流点)	自 太子町大字山田字タコ田458-2 至 太子町大字太子字小久慈1898-12 (久慈川合流点)	太子工務所長
	茂宮川	自 常陸太田市大森町字元内 1210番3地先(亀作川合流点) 至 日立市久慈町4丁目141番地先 (国道245号)	自 常陸太田市小目町字八石田 3080番地先(亀作川合流点) 至 日立市留町字北河原 2435番17地先(国道245号)	高萩工事事務所長
	里川	自 常陸太田市町屋町ヌリコ沢 1958番2地先 至 常陸太田市茅根町字川原 208番地先	自 常陸太田市西河内下町字日照田 22番2地先 至 常陸太田市常福地町字堰の上 979番4地先	常陸太田工事事務所長
	浅川	自 常陸太田市中利員町字久根下 1630番5地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字駄合池 649番地先	自 常陸太田市中利員町字慶安寺 3014番地先(久根下橋) 至 常陸太田市中野町字丹波川原 1382番1地先(久慈川合流点)	〃
	澗沼川	自 笠間市笠間411番1地先 (国道50号) 至 笠間市矢野下1630番10地先 (東日本旅客鉄道常磐線)	自 笠間市金井1番1地先 (国道50号) 至 笠間市南小泉255番3地先 (東日本旅客鉄道常磐線)	水戸土木事務所長

	河川名	水位情報周知区間		発 表 者
		左 岸	右 岸	
一級河川	前川	自 潮来市大洲字大洲 1633 番地先 至 潮来市潮来字大江間東 3243 番 2 地先 (常陸利根川合流点)	自 潮来市曲松南 2233 番 1 地先 至 潮来市潮来字内洲 3239 番 39 地先 (常陸利根川合流点)	潮 来 土 木 事 務 所 長
	巴川	自 鉾田市上富田 126 番 1 地先 (本田橋) 至 鉾田市畑田 2895 番地先 (北浦流入点)	自 小美玉市下吉影 275 番 1 地先 (本田橋) 至 鉾田市串挽 2838 番 3 地先 (北浦流入点)	鉾 田 工 事 事 務 所 長
	五行川	自 筑西市落合字穴川 1288 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市蕨字蕨 557 番 1 地先 (小貝川合流点)	自 筑西市樋口字粗哉田 130 番 1 地先 (栃木県境) 至 筑西市東榎生字東榎生 1194 番 2 地先 (小貝川合流点)	筑 西 土 木 事 務 所 長
	八間堀川	自 常総市館方字 948 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町字新堀南 3177 番の 1 地先 (鬼怒川合流点)	自 常総市若宮戸字 2258 番地先 (下妻市境) 至 常総市水海道橋本町新堀北 3704 番 1 地先 (鬼怒川合流点)	常 総 工 事 事 務 所 長
二級河川	花園川	自 北茨城市華川町小豆畑 18-1 (塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)	自 北茨城市華川町小豆畑 21 (塩平橋) 至 北茨城市豊田(大北川合流点)	高 萩 工 事 事 務 所 長
	大北川	自 北茨城市中郷町石岡 117 (孝行橋) 至 河口	自 北茨城市中郷町松井 1888-1 (孝行橋) 至 河口	〃
	花貫川	自 高萩市大字秋山 2943 番地先 (常磐自動車道) 至 河口	自 高萩市大字秋山 2944 番 2 地先 (常磐自動車道) 至 河口	〃
	十王川	自 日立市十王町友部 1796 (常磐自動車道) 至 河口	自 日立市十王町友部 1293-6 (常磐自動車道) 至 河口	〃
	関根川	自 高萩市上手綱 3395 番地先 (関根前川合流点) 至 河口	自 高萩市上手綱 600 番地先 (関根前川合流点) 至 河口	〃

4 水位情報周知河川の基準水位観測所の所在地及び氾濫注意水位、氾濫危険水位等

水系	河川名	基準水位観測所名	所 在 地	位 置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
一級河川	久慈川 (太子町)	下野宮	太子町下野宮	河口より 上流 64.7 k m	2.90	3.30	3.30
		久慈川橋	太子町太子	河口より 上流 57.4 k m	3.70	4.10	4.80
		下津原橋	太子町袋田	河口より 上流 52.6 k m	6.70	7.00	7.50
	久慈川 (常陸大宮市)	舟生橋	常陸大宮市山方家和楽	河口より 上流 41.32 k m	2.40	3.42	4.32
	押川	上岡	太子町上岡字坂下	久慈川合流点より 上流 3.6 k m	2.70	3.00	3.50

水系	河川名	基準水位 観測所名	所在地	位置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判 断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)
一級 河川	茂宮川	大和田	日立市大和田町	新茂宮橋より 上流 4.22 k m	2.95	3.40	3.40
	里川	町屋	常陸太田市西河内下町	直轄管理区間上流端よ り 上流 6.27 k m	0.80	1.60	1.60
	浅川	大方	常陸太田市大方	直轄管理区間上流端よ り 上流 4.2 k m	2.66	2.88	3.83
	澗沼川	間黒	笠間市日向片庭町	那珂川合流点より 上流 46.0 k m	2.50	2.60	3.00
		加賀田	笠間市下加賀田	那珂川合流点より 上流 37.2 k m	2.80	3.40	3.90
	前川	潮来大橋 (真菰橋)	潮来市潮来	常陸利根川合流点より 上流 1.096 k m	1.70	1.80	1.80
	巴川	北浦橋	鉾田市串挽	北浦流入点より 上流 1.4 k m	2.45	2.80	2.97
	五行川	桂橋	筑西市樋口	小貝川合流点より 上流 10.09 k m	1.69	2.36	2.75
		仙在	筑西市稲野辺	小貝川合流点より 上流 4.01 k m	2.38	3.09	3.63
八間堀川	三坂新田	常総市三坂新田町	鬼怒川合流点より 上流 6.80 k m	3.64	4.04	4.25	
二級 河川	花園川	上小津田	北茨城市華川町上小津田	大北川合流点より 上流 6.0 k m	2.60	2.90	3.20
		豊田	北茨城市華川町白場	大北川合流点より 上流 0.7 k m	3.70	4.10	4.60
	大北川	石岡	北茨城市中郷町石岡	河口より 上流 5.2 k m	2.40	2.90	3.30
		磯原	北茨城市中郷町上桜井	河口より 上流 1.9 k m	2.70	3.20	3.60
	花貫川	島名	高萩市島名	河口より 上流 3.6 k m	2.60	3.37	3.37
	十王川	伊師本郷	日立市十王町伊師本郷	河口より 上流 2.7 k m	1.70	1.80	2.05
	関根川	下手綱	高萩市高戸	河口より 上流 1.57 k m	3.00	3.20	3.20